

第5章

北海道アイヌ協会等の 活動について



【写真：令和2年札幌アイヌ協会アシリパノミ（新年を迎える儀式）の様子】

1 北海道アイヌ協会の組織及び活動

北海道アイヌ協会の目的と組織

(1) 北海道アイヌ協会の目的と組織

公益社団法人北海道アイヌ協会は、北海道に居住しているアイヌ民族で組織し、「先住民族アイヌの尊厳を確立するため、人種、民族に基づくあらゆる障害を克服し、その社会的地位の向上と文化の保存・伝承及び発展に寄与すること」を目的としている。この目的を達成するために、次の事業を行っている。

〈事業内容〉

- 1 社会的地位の向上に関する啓発と施策の推進
- 2 各種貸付金の貸付
- 3 職業の確立及び教育の振興に関する施策の推進
- 4 民族文化の保存・伝承及び発展に関する施策の推進
- 5 道内各地域の活動団体への助言・指導、連携促進
- 6 諸民族との交流及び情報交換
- 7 道立アイヌ総合センターの管理
- 8 人権、民族に関する調査研究および提言
- 9 民族共生の象徴となる空間整備に関する施策の推進
- 10 その他この法人の目的を達成するために必要なこと

昭和21年（1946年）、北海道各地のアイヌ民族は、旧日高管内静内町において会合をもち、「社団法人北海道アイヌ協会」を設立した。その後、昭和36年（1961年）会員勧誘や入会の心理的抵抗軽減等の理由から、「同胞」を意味するアイヌ語である「ウタリ」を用いて、「北海道ウタリ協会」に名称を変更。その後、平成21年（2009年）に再び「北海道アイヌ協会」に名称を変更する。「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ（神々）」に対する「人間」という意味で、民族呼称にも使われる。平成26年（2014年）、公益社団法人に移行し、今日に至っている。現在、道内50の地域に地区協会があり、会員数は、2,198人（令和元年12月現在）、理事長は加藤忠氏である。

(2) 北海道アイヌ協会の主な活動内容

北海道アイヌ協会の主な活動内容

同協会では、昭和59年（1984年）採択した「アイヌ民族に関する法律」を基に、平成9年（1997年）に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」によるアイヌ文化の振興と伝統の普及・啓発について、少なくとも北海道民はアイヌ文化に目を開いてきたと捉えている。さらに、先住民族アイヌに関する総合的な政策を確実に推進していくため、その根拠となる新たな法律の制定に向け、国政や関係行政機関等に対し働きかけてきた。平成31年（2019年）4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」

が公布され、5月24日に施行された。なお、この法律の施行に伴って、平成9年（1997年）に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」は廃止された。

また、「国連先住民族権利宣言」や「人種差別撤廃条約」等について国内理解が深まるよう、先住民族関連の国際会議などの情報を入手し、我が国における先住民族の認知がより一層定着する活動を継続している。

北海道大学アイヌ・先住民研究センターとの協働による啓発・研修活動等を進め、人権啓発活動等に取り組む（公財）人権教育啓発推進センター、反差別国際運動等の情報入手にも努めている。

2 アイヌ民族文化財団・北海道立アイヌ総合センター

公益財団法人 アイヌ民族文化財団

(1) 公益財団法人アイヌ民族文化財団

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、令和元年（2019年）5月24日、国土交通大臣及び文部科学大臣から民族共生象徴空間（ウポポイ）の管理等を行う法人として指定され、アイヌ文化等に関する研究の推進やアイヌ語を含むアイヌ文化の振興やアイヌの伝統・文化に関する知識の普及・啓発等の活動を行っている。札幌市内に事務局を、白老町内に民族共生象徴空間運営本部を、東京都内にアイヌ交流センターを開設している。

〈財団の事業に基づいている6つの柱〉

- 1 アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進
- 2 アイヌ語の振興
- 3 アイヌ文化の振興
- 4 アイヌの伝統等に関する普及・啓発
- 5 伝統的生活空間（イオル）の再生
- 6 民族共生象徴空間運営事業

北海道立アイヌ 総合センター

(2) 北海道立アイヌ総合センター

北海道立アイヌ総合センターは、アイヌ民族の歴史認識を深めることや文化の伝承、保存の促進を図ることなどを目的に設置された。アイヌ民族が各地域で実践している文化活動や世界の先住民族の活動等に直接関連する情報を集約し、人と地域、教育や研究機関等の活動と情報の行き交う交差点的な性格を担う施設である。

開館：午前9時～午後5時（観覧料無料）

所在地：札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7ビル7階

電話：011-221-0462

3 札幌アイヌ協会の組織と活動

札幌アイヌ協会の基本方針と組織

(1) 札幌アイヌ協会の基本方針と組織

札幌アイヌ協会は、先覚者の意思を継ぎ、会員相互の親睦を図り、教養を高め、生活基盤を確立し、もって社会的地位の向上を図り、都市型アイヌの民族対策の強化を目指す。国と北海道が進める「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」及びアイヌ文化振興財団の行う各種事業の執行や内容充実を図るため、各関係機関との連携を保ちながら、アイヌ民族の視点に立った政策検討や事業実施について積極的に進めていくことを、基本方針としている。

1987年から、継続して国連に参加し、アイヌ民族の先住民族としての権利回復のために情報提供など、世界の先住民族との連携を促進してきた。その他、市内で勉強会やシンポジウムの他に、アイヌ・アリ・語る会やアイヌミュージックコンサートなど様々なアイヌ文化に関する事業も行うなど、積極的な活動を続けている。

昭和46年(1971年)の結成依頼、25代にわたる支部長(会長)が北海道アイヌ協会の各地域の先頭に立って諸活動を推進している。平成26年(2014年)からは、北海道アイヌ協会札幌支部から札幌アイヌ協会に移行し、活動を続けている。会員資格は、アイヌの系譜をもつ方やその配偶者、養子(一代限り)の方であり、現在、会員数は、222人(令和元年5月現在)である。

歴代支部長・会長

歴代支部長(会長)名

初代	小川 隆吉 氏	7代	藤岡 辰雄 氏	13代	澤井 アク 氏
2代	平 勇 氏	8代	石井 由治 氏	14代	澤井 アク 氏
3代	成田 得平 氏	9代	澤井 アク 氏	15代	阿部 ユポ 氏
4代	小川 峰一 氏	10代	石井 由治 氏	16代	貝澤 文俊 氏
5代	澤井 アク 氏	11代	田澤 守 氏	17代~	阿部 ユポ 氏
6代	樺 修一 氏	12代	門別 春男 氏		

札幌アイヌ協会の主な活動

(2) 札幌アイヌ協会の主な活動

札幌アイヌ協会の具体的な活動・事業の展開について挙げる。

- 1 アイヌ文化振興法の積極的な活用
- 2 住宅資金貸付事業
- 3 先住権、人権に係る機関・組織等に対する働きかけ
- 4 アイヌの伝統的空間の再生への働きかけ
- 5 札幌市アイヌ文化交流センター委託事業
- 6 生活・教育対策の推進
- 7 青年・女性対策の推進
- 8 職業安定対策の推進
- 9 民族文化対策の推進
- 10 中小企業対策の推進

〈主な具体的な活動〉

- ・アイヌ語教育の振興（親と子のアイヌ語学習事業など）
- ・国内文化交流事業（サッポロピリカコタンノミ、アシリパノミなど）
- ・実践上級講座（編み物や舞踊、木彫り製作）
- ・口承文芸伝承者育成事業
- ・アイヌ工芸作品コンテスト参加
- ・「アイヌ・アリ・語る会」の開催
- ・アイヌ民族シンポジウムの開催
- ・インカルシペ・アイヌ民族文化祭の開催
- ・アイヌ文化フェスティバルへの参加
- ・インカルシペ・アイヌ民族文化祭の開催
- ・小中高校生団体体験プログラム提供事業
- ・小中高校生団体出前体験プログラム提供事業
- ・アイヌ文化市民体験講座
- ・アイヌ子弟の学習会の実施 等

(3) 札幌市アイヌ教育相談員制度について

札幌市
アイヌ教育相談員
制度について

- ① 名称 札幌市アイヌ教育相談員
- ② 設置時期 昭和56年（1981年）4月
- ③ 目的 札幌市の児童生徒の教育実態を常に把握し、各種教育上の相談に応ずるとともに、適切な助言・指導を行い、色々な見地から解決に協力し、アイヌの児童生徒の教育の向上を図ること。
- ④ 職務内容
 - ・アイヌ児童生徒の教育実態の把握
 - ・アイヌ児童生徒の教育相談、助言及び指導
 - ・札幌アイヌ協会及びアイヌ関係諸機関との連絡調整
 - ・アイヌ民族の歴史・文化等の普及・啓発
- ⑤ 学校派遣 「札幌市アイヌ教育相談員派遣申請書」を市教委教育課程担当課宛て提出

※第4章 P120 参照